

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第1号の規定に基づき、平成30年7月31日に戒告の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成30年8月9日

名古屋法務局長 杉本 秀敏

記

氏名 大脇 憲門

所属する土地家屋調査士会 愛知県土地家屋調査士会

登録番号 愛知第1637号

事務所の所在地 愛知県名古屋市瑞穂区萩山町一丁目46番地

違反行為 職務上請求用紙の不正使用等

下記の者については、土地家屋調査士法第42条第3号の規定に基づき
平成29年2月15日から業務の禁止に処する。

平成29年2月1日

名古屋法務局長 小栗 健一

記

氏名 井上 卓巳

登録番号 愛知第2681号

事務所の所在地 名古屋市守山区大永寺町225番地

違反行為 公文書偽造等